

さくら市農業委員会総会議事録（平成28年9月定例総会）

1. 開催日時 平成28年9月26日（月）午後2時00分から午後6時17分

2. 開催場所 さくら市市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田 多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

22番 手塚 靖博委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出について
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第 8号 さくら市農地利用最適化推進委員地区定数について
議案第 9号 さくら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸
農地調整主幹 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は、22番手塚 靖博委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	こんにちは。天候が、安定しないのでこしひかりが大分残っております。早く天気が良くなればと思います。昨日、テレビで人口減少の番組をやっていて、私なりに印象に残るところは、将来に10年後・20年後このような状況になることが分かっている、その当時今から対策をすべきという意見と反対に個人の財産に係わるから反対意見もあり、反対があると言う事は、まだ前に進む元気があるのだから、そういう方々と話し合いをして将来に向けた事を進めた方がいいという内容でした。 農業委員会も、少子高齢化、担い手不足対応に向けて、農地利用の最適化、担い手の集積・集約化が柱になっております。

		<p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会 9 月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	鈴木	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前 10 時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第 1 調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15 番	舟本	<p>本日午前 10 時より書類審査 1 名欠席及び現地調査 2 名欠席で行いました。案件としましては議案第 5 号 4 件、議案第 7 号 6 件、合計 10 件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第 2 調査会委員長の報告を求めます。</p>
12 番	肥後	<p>本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件、議案第 3 号が 1 件、議案第 5 号が 3 件、議案第 7 号が 5 件の合計 10 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第 3 調査会委員長の報告を求めます。</p>
18 番	渡辺	<p>本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 2 件、議案第 2 号が 2 件、議案第 4 号が 1 件、議案第 5 号が 3 件、議案第 7 号 1 件の合計 9 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第 4 調査会委員長の報告を求めます。</p>
3 番	中山	<p>本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件の合計 1 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>1 番の薄井千恵子委員、2 番の小菅 和彦委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第 1 号番号 1 番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、賃借権設定の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 1 0 条の規程に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	<p>あっせん委員の選出ですので、第 2 調査会の委員長より指名願います。</p>
1 2 番	肥後	<p>2 番小菅和彦委員、8 番田代純一委員を指名いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは議案第 1 号番号 1 番のあっせん委員は、2 番小菅和彦委員・8 番田代純一委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第 1 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第 1 号番号 2 番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、賃借権設定の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、同じく 2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	<p>あっせん委員の選出ですので、第 4 調査会の委員長より指名願います。</p>
3 番	中山	<p>1 9 番大森勝雄委員、2 0 番谷田年美委員を指名いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは議案第 1 号番号 2 番のあっせん委員は、1 9 番大森勝雄委員・2 0 番谷田年美委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第 1 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第 1 号番号 3 番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、売買による所有権移転の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、同じく 2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>

議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
18番	渡辺	6番平山光邦委員、10番鈴木有一委員を指名いたします。
議長	田代	<p>それでは議案第1号番号3番のあっせん委員は、6番平山光邦委員、10番鈴木有一委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第1号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第1号番号4番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、売買による所有権移転の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、同じく2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
18番	渡辺	1番薄井千恵子委員、30番山崎國一委員を指名いたします。
議長	田代	<p>それでは、議案第1号番号4番のあっせん委員は、1番薄井千恵子委員、30番山崎國一委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号1番について朗読して説明する</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
6番	平山	事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号2番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
1番	薄井	<p>事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の施設の拡張（既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
12番	肥後	<p>案内図3-1をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 今回申請地の周りには、すでに太陽光発電設備は設置してありまして、</p>

今回は、太陽光発電設備の拡張であります。転用行為の必要性は、平成28年4月4日農地法第4条許可を取得済みで、太陽光発電施設のパワーコンディショナーにはシステム容量の空きがあり、パネルを増設することで発電量の底上げが可能となり、売電収入の増額が見込まれます。また、環境にやさしい新エネルギーとして社会に貢献することができます。土地の選定理由は、農地法第4条許可を取得済みの場所に、太陽光発電施設を拡張するため、農地転用に必要な日照量を確保できることやメンテナンス等の利便性で、隣接地である当該土地が適地であると判断しました。申請地は、自己所有の土地であり、当該申請地の他に農地はありません。土地利用計画は、太陽光発電パネル50枚、既にパネルの枚数は、158枚、合わせて208枚となります。発電出力14.6Kで既存との合計は63.2Kwとなります。年間発電量は、14,663Kwh出、既存との合計は64,298Kwhとなります。進入路は、敷地北側の道路より進入します。隣接農地への防除対策は、境界は明確に区分し、周辺農地に被害が及ばないようにパネルを設置します。盛土はありません。雨水は自然浸透です。資金計画は、総事業費3,292,265円で、自己資金で賄います。残高証明書も添付されております。除草は、草刈り機を使用します。午前中、現地確認して、何ら問題はないと判断します。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ないので、採決にはいります。
議案第3号番号1番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」番号1番を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第4号番号1番について、朗読して説明する。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

1 番	薄井	事務局の説明のとおりであります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 4 号番号 1 番について承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 4 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 5 号番号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり 1 0 h a 以上の農地ですので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
1 5 番	舟本	案内図 5 - 1 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 周辺の状況は、東側宅地と農地、西側農地、南側道路、北側水路に囲まれた土地です。本申請は、〇〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇〇〇株式会社は、宇都宮市に本社を置き、不動産建築業を主な事業とする法人であります。転用行為の必要性と土地の選定理由は、小学校、中学校また商業施設に近く、県道大田原線、国道 4 号線へのアクセスも良く、非常に高い立地条件となっております。土地利用計画は、南側市道より北に幅員 6. 0 m を設置し、建売住宅 1 1 区画の計画をしています。外周にはコンクリート基礎にて土留を行い、区域界として近隣農地に被害を及ぼさないように致します。排水は、公共下水道に接続します。雨水は、NO. 1 から NO. 7 宅地が浸透池にて処理します。NO. 8 から NO. 1 1 宅地は敷地内の浸透槽にて処理します。給水は、上水道に接続し事業地内に配水管を

		<p>新設し各戸受水します。資金計画につきましては、総事業費は1億8,600万円すべて自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、東面が宅地、西面が農地、南面が道路を挟んで宅地、北面が水路を挟んで農地となっております。土砂及び雨水が周辺農地に流出しないように、外周はL型擁壁・化粧ブロック積から工事を始めます。隣接農地については、日照通風等の影響は少ないと考えられます。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。 つづきまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
15番	舟本	<p>案内図5-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 周辺の状況は、東側農地、北側道路を挟んで宅地、西側宅地・農地・南側農地に囲まれた土地です。転用行為の必要性は、申請者のビジネスパートナーとしての〇〇〇〇(株)を選んで、収入の手段として、現在アパートを那須塩原市3棟、大田原市1棟の経営をしております。当該申請地は、国道4号線に近く交通の便が優れている事、またこの地区は、工場勤務の方々のベッドタウンとしても発展しており入居者が多く見込める地域であり、小学校・中学校も比較的近く、住環境に恵まれている</p>

		<p>ことで、土地所有者から譲り受けが可能となったための申請に至っております。土地利用計画は、木造2階建ての共同住宅8世帯を計画しております。給水・排水は、上水道・公共下水道へ接続します。資金計画は、総事業費9,550万円で、銀行融資で行います。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、アパート敷地はブロックで安全に囲み、雨水、土砂等流出しないよう配慮します。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました 続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号3番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
15番	舟本	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は、東側農地、西側宅地、北側農地、南側道路挟んで学校施設に囲まれた土地です。転用行為の必要性は、現在実家に居住しておりますが、子どもが生まれて、現在の住まいでは、手狭になることが明らかなので、実家から独立するになりました。土地の選定理由は、小学校・中学校に近く、閑静な環境であり、幹線道路にも近く交通の利便性も良いことから選定しました。土地利用計画は、木造2階建てで、駐車場を2台確保する予定です。給水は、上水道、排水は、合併浄化槽により処理し、バイオクリーンにて宅内浸透。宅内処理槽より半径30mの範囲</p>

に井戸を使用している施設等はありません。雨水は、敷地内自然浸透処理です。資金計画は、総事業費3,000万円を金融機関から借り入れします。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、隣接農地には雨水、土砂等が流入することがないように申請地外周にコンクリートブロックを設置して対処します。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号3番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第5号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第5号番号4番を朗読して説明する。
なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代 担当委員の説明を求めます。

13番 石塚 案内図5-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)
申請者は、売買で宅地分譲敷地としての転用目的です。申請者は不動産の売買及び建築業を主体とするさくら市に本社置く会社であります。土地の選定理由は、当該申請地は住宅地に囲まれ、用途地域も第1種住居地域で、市上水道、公共下水道供用区域になっております。土地利用計画は、道路より約70cm低い水平な土地ですので、外周にL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。区画は5区画で、雨水排水は敷地内に浸透用地を設け処理します。給排水は、市上下水道に接続とします。埋め立てに関しては、浸透槽の掘削土と搬入するのは砕石類であり、土砂条例に該当する埋め立て材は使用しません。区域内は6mのアスファルト道路を設置します。また、モデルハウスを2棟建築し集客を図ります。

		<p>近傍にゴミ集積場があるので当該申請地には設置しません。資金計画は、総事業費6,000万円で、資金は金融機関の融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、北側水路、東側道路、南側水路、西側市道と用途地域も第1種住地域です。周辺農地には被害等はないと思います。また、午前中現地調査して問題はないと判断しております。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号4番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号5番・議案第5号6番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内なので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号5番・議案第5号番号6番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は区画整理地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
29番	小林	<p>番号5番と6番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内で、ともに売買であります。資金計画は、金融機関の残高証明書並びに融資証明書が添付されております。農地等への影響はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号5番、議案第5号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号5番、議案第5号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号7番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.1haであり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
29番	小林	<p>案内図5-7をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>事業者は、家庭用及び産業用太陽光発電システムを販売・運営する会社です。主に50Kw以下の低電圧発電所を運営しております。申請地は、相続で得た土地であるが申請者は農業従事者ではなく、土地は休耕状態であるため太陽光発電所として利用してもらうこととした。必要面積については、パネルブロック19基を配置するために約840㎡程度の面積を必要とします。申請地の自己宅地と雑種地と今回申請地合わせ840㎡となります。土地利用計画は、認定発電出力47.2Kw(最大出力60.4Kw)、パネルブロック19基、パネル228枚、フェンスで囲みます。取水・排水はありません。雨水は、敷地内自然浸透処理です。資金計画は、総事業費1,200万円で、自己資金で賄います、金融機関の残高証明書も添付されております。以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号7番について承認される方、挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号8番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
30番	山崎	<p>案内図5-8をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性は、市内の賃貸住宅で生活をしております、申請者は自営業で、電気設備関係を主に業務としておりますが、電気設備の機械を実家においてもらっておりますが、業務上スペースが狭く苦慮となり、そのため倉庫兼事務室を建て仕事関係の条件を効率良くしたいと考えております。また、子どもの将来も考え自分の住宅を建て生活の安定を図りたいと考え今回の計画に至りました。土地の選定理由は、自己所有の土地がありませんので、親の所有地で選定しました。申請地は周辺が親の所有地であり、周辺農地への影響が少ない事など最適地と考え選定しました。土地利用計画は、500㎡のうち110.96㎡を居住地敷地、491㎡のうち128.56㎡を倉庫兼事務室に、来客用、資材搬入駐車場に利用します。給排水は、上水道給水、合併浄化槽及び蒸散排水処理施設で処理します。雨水は砂利敷きで浸透処理します。資金計画は、総事業費3,000万円で、金融機関から融資証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策は、申請地の北側と西側は親所有農地、東側は市道、南側も親所有地でありますので、周辺農地北への影響は無いものと考えております。土砂流出につきましては、北、東、西側にコンクリートを設置し流出を防ぎます。南側道路側につきましては、申請地勾配を取り市道に流出しないよう致します。以上の状況です。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p>

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第5号番号8番について挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第5号番号8番は原案どおり承認されました。暫時休憩（15時00分から15時15分）
議長	田代	再開します。議案第5号番号9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号番号9番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約1.0haであり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるもので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
1番	薄井	案内図5-9をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 先ほど議案第4号1番と関連する案件であります。転用行為の必要性は、現在居住している家が、手狭であるため建て替えを検討しましたが、敷地が県土砂災害警戒区域である為、建て替えが困難になりました。また、子どものことを考え申請場所の土地を譲り受けられ申請の運びに至りました。土地利用計画は、木造2階建て、駐車場2台、給排水は、上下水道へ接続します。雨水は敷地内自然浸透であります。資金計画は、総事業費3,000万円、金融機関からの融資で賄います。周辺農地への被害防除対策は、本日の現地調査で、申請書内容と確認し、問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		<p>議案第5号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号9番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号10番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	渡辺	<p>案内図5-10をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用の必要性は、現在実家に3世代が同居して住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になり、今回の計画が必要となりました。土地の選定理由は、実家の敷地内に建築の予定をしましたが、建築可能な場所が無く屋敷の外で検討しました。今回の申請地が一番の候補地です。親・祖父母の所有する土地は、農地として利用している場所は、優良な農地であります。また、農地地目以外の土地については、面積が狭小で建築が不可能な場所であったり、河川敷地内であったり、ゴルフ場敷地(借地)になっていたり畦畔・公衆用道路・用悪水路になっていたりして建築困難な場所です。今回の申請地が実家にも隣接し、最適と考え当該地を建築地に選定しました。</p> <p>土地利用計画は、申請地は県道蒲須坂喜連川線に接道し県道が接続道路になります。現状の状態を利用。給水は市水道からです。汚水雑排水については、合併浄化槽処理後、県道側溝に放流。雨水は敷地内自然浸透。木造2階建て・建築面積67.50㎡、総床面積122.50㎡の専用住宅。駐車場を2台予定しています。周辺農地への影響と被害防除については、現状のままで土地利用する計画です。住宅が建つ事により農地に日陰になる様な事もなく、特別防除対策はいたしません。</p> <p>資金計画は、総事業費2,200万円で、全額銀行から融資となっております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策は、先ほど土地利用計画の中で申し上げた内容です。</p>

		<p>他法令の状況は、道路占用許可申請は協議中、道路工事施行承認申請は許可済み、建築確認申請は許可済みであります。</p> <p>他の法令で、先ほど汚水雑排水で、合併浄化槽処理後県道側溝に放流後、その後土地改良区内に水が流れて行きますので、当然土地改良区の同意をいただかないと放流できないとなっており、農業委員の中に役員、喜連川土地改良区理事長もおりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
7番	野上	<p>ただいま渡辺委員の説明でしたが、喜連川土地改良区としての経過を説明しますと、今建っている住宅が、新築したときに喜連川土地改良区に放流同意申請しないで流している状態です。県の条例ではないのですが、喜連川土地改良区の条例でございます。まず、今建っている家から、喜連川土地改良区へ放流同意申請をしていただくのが最初です。その申請が、土地改良区理事会で承認されましたら、今回の申請が審議されるものです。</p>
議長	田代	<p>その他ありますか。</p> <p>土地改良は、どの地域も用排水路管理して、管理すれば費用はかかりますので、その費用負担していただきます。また、雑排水放流許可をもらい毎年使用料を納めていただき、お互い良好な関係が保つわけです。</p> <p>では、議案第5号番号10番は、書類等はそろっていますので、採決に入ります。議案第5号番号10番承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【賛成13名】【反対多数】</p> <p>反対多数で、議案第5号番号10番は、承認されませんでしたので、不許可となりました。</p> <p>不許可の理由をまとめますと、排水方法は県道側溝放流のみですが、現段階で、2次放流先の同意がとれず、実行性の担保が取れないということによろしいですね。</p>
議長	田代	<p>議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の</p>

		<p>規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>第18条第1項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画をさだめなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。平成28年度第6号公告予定年月日は、平成28年9月30日です。計画の内容としては、利用権設定については、新規1件、面積2,463㎡です。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p> <p>【異議なしも声あり】</p>
議長	田代	<p>異議がないようなので、採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供しますので、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>資料は別冊となります。2枚目をご覧ください。農用地区域の変更明細の記載がございます。除外が10件、用途区分の変更が2件であります。それでは、議案第7号番号1番について朗読してご説明する。</p> <p>氏家土地改良区並びに鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。なお、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないもの」に該当するため、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
5番	斉藤	<p>事務局の説明どおり、砂利敷きの駐車場ということで、周辺農地への影響はないと判断されます。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>

議長 田代 質疑がないようなので、採決に入ります。議案第7号番号1番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第7号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 野崎 議案第7号番号2番について朗読して説明する。氏家土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。

なお、農用地区域除外後は、農地の転用の制限の例外要件、農地法施行規則第53条第14号「認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な敷地に供する場合」に該当するため、農地法上の手続きは不要となります。

議長 田代 担当委員の意見を求めます。

5番 斉藤 事務局のとおりで、自家用野菜を作っているところで、周辺農地への影響はないと判断されます。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号2番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第7号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 野崎 議案第7号番号3番について朗読して説明する。氏家土地改良区並びに鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。

なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行

		<p>為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われしますので、非農地証明書を交付できると判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
9番	斉藤	<p>土地改良後、農振地域除外地と思い建ててしまった案件です。事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号3番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第7号番号4番について朗読して説明する。氏家土地改良区と関連がございます。なお。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われしますので、非農地証明書を交付できると判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
23番	池田	<p>土地改良の貼り付け地であります。事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。議案第7号番号4番について承認される方、挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手全員】</p>
議長	田代	<p>挙手全員で、議案第7号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第7号番号5番を朗読して説明する。なお、関連する土地改良区はありません。農用地区域除外後の農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の区域の農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に該当するため、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
15番	舟本	<p>事務局の説明どおりであります。現在、納屋で使っております。よろしくご審議のほど願います。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号5番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号5番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第7号番号6番について朗読して説明する。なお、氏家土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われしますので、非農地証明書を交付で</p>

		きると判断します。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
14番	手塚	事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号6番について承認される方、挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号6番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第7号番号7番について朗読して説明する。なお、氏家土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 農用地区域除外後、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断します。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
8番	田代	申請地は、隣接する宅地と一体的に住居敷地となっております、事務局の説明どおりご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【意見なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号7番について承認される方、挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7番号7番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7番号8番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第7番号8番について朗読して説明する。なお、氏家土地改良区並びに鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「住宅その他申請に係わる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続し設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
24番	落合	事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第7番号8番について承認される方、挙手を求めます。
		【挙手多数】
議長	田代	挙手多数ですので、議案第7番号8番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7番号9番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第7番号9番について朗読して説明する。関連する土地改良区はありません。 なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付できると判断します。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。

24番	落合	事務局の説明どおりです。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号9番について承認される方、挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号9番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号10番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第7号番号10番について朗読して説明する。関連する土地改良区はありません。なお、農用地区域除外後は、農地の転用の制限の例外要件、農地法施行規則第53条第11号「電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供する場合」に該当するため、農地法上の手続きは不要となります。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
8番	平山	事務局の説明どおりです。よろしくご審議を願います。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号10番について承認される方、挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号10番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号11番について事務局の説明を求めます。

事務局	野崎	<p>議案第7号番号11番について朗読して説明する。なお、氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>用途区分の変更後についても農地区分は農用地であります、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第2項ただし書き）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p>
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
12番	肥後	事務局の説明とおりです。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号11番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号11番については原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第7号番号12番について朗読して説明する。なお、氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>用途区分の変更後についても農地区分は農用地であります、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第2項ただし書き）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p>
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
11番	小竹	事務局の説明とおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決にはいります。議案第7号番号12番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号12番は原案どおり承認されました。</p> <p>暫時休憩（17時30分から17時35分）</p>
議長	田代	<p>再開します。議案第8号「さくら市農地利用最適化推進委員地区定数について」を事務局の説明を求めます。</p>
事務局	鈴木	<p>何度か研修会等でご説明しておりますが、農業委員会組織改正についての概要をかいつまんで説明いたします。</p> <p>今回の改正の目的であります、農地利用の最適化、つまり担い手への集積・集約化、耕作放棄地、また違反転用の発生防止・解消、新規参入の推進を図るものとあります。</p> <p>改正の主な内容ですが、農業委員の選出方法を公選制から市長の任命制に変更になります。また、農地利用最適化推進委員が新設されました。つきましては、さくら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定を平成28年3月の第1回さくら市議会定例会で、農業委員会の委員については、法定定数の上限19人、農地利用最適化推進委員について、法定定数の54人以内と可決されました。新制度移行の時期であります、改正法に経過措置の定めがありますので、現在の農業委員の任期満了の日の翌日となります。さくら市は、現在の農業委員の任期が平成29年7月19日となっておりますので、平成29年7月20日が新制度移行の日となります。任期は、農業委員と農地利用最適化推進委員ともに3年となります。</p> <p>さくら市の今後のスケジュールについて説明いたします。農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について、平成28年12月のさくら市議会定例会に上程させていただきます。</p> <p>次に、農業委員・農地利用最適化推進委員の公募は、同時に平成29年2月1日から平成29年2月28日に募集を予定しております。農業</p>

委員については、平成29年6月さくら市議会定例会で、人事案件（議会選任同意）議案として上程させていただきます。

議会で人事案件が議決をいただいたのち、平成29年7月20日に市長から農業委員辞令交付していただきます。農地利用最適化推進委員については、平成29年7月20日に新農業委員会長から農地利用最適化推進委員委嘱状を交付していただく、スケジュールになっております。

それでは、議案第8号「さくら市農地利用最適化推進委員の地区定数について」説明に入ります。推進委員の定数につきましては、さくら市の農地面積（5,356ha）を法律の規定に基づく一人当たり100haで割った数字の54人以内となりました。

つきまして、54人以内の枠の中で、どのように地区を分けて、定数を決めるかという点について、準備委員会（会長・職務代理・各調査会委員長）で議論していただきました。まず、地区の枠組については、農業委員の選挙委員の行政区の枠組を考慮し、氏家地区については、市民体育祭の行政区チームの編成を併せて考慮し地区割りを行いました。

次に、定数につきましては農地利用最適化推進委員の主な業務内容が農地の利用状況調査、農地の担い手への流動化の推進ということから、業務量に地域差がでることを考慮し、地区ごとの現在の担い手の集積率と遊休農地率を点数化し、得点が高い地区は定数を20%減、得点が低い地区は定数を20%増とし、今回の定例総会に議案として上程させていただきます。この議案は、準備委員会を2度開催し、検討した内容となっております。事務局からの説明は以上です。

議長	田代	定数については面積だけではなく、農地の流動化を推進の考慮した配分になっております。地域で人数の多いところは、がんばっていただきたいところになります。それでは質疑に入ります。
27番	佐藤	地域で定数が満たない場合は、どうするのですか。
事務局	野崎	再度募集をかけます。農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し積極的に働きかける努力をする必要があります。
15番	舟本	氏家地区新町が入っていませんが。
事務局	野崎	新町に農家・農地がありません。
15番	舟本	分かりました。

議長	田代	その他ありますか。穂積地区は、農地も広いので、重点地区です。
事務局	野崎	農業委員・農地利用最適化推進委員の新制度移行後の業務内容、日数及び報酬額の内容に関する説明する。
12番	肥後	現在の農業委員は、月何回会議等をやると決っているのですか。
事務局	野崎	合併当時報酬額の設定に關しどう審議されたかわかりませんが、今回農業委員会法改正に伴い5回程度は必要になります。耕作ができないような方の農地を、耕作意欲を持った方にあっせんするなど、農地の売買や貸し借りの取りまとめを行うなり、耕作放棄地を再生する働きかける業務を精査しますと、5回程度は必要になると思います。また、新制度移行後は、業務が増えるため、7回程度見込まれます。
2番	小菅	担当区域に、どうしてもいないときはどうするのですか。
事務局	野崎	住所要件はありません。さくら市に住所をお持ちの方を基本としますが、市外にお住まいの方も応募できます。
議長	田代	さくら市は、最大限に近い人数になっておりますが、最初は万全にこの人数でいって、最適化を推進して、集積が進んでそんなに人数がいらないとなったときに見直しする形でどうでしょう。
17番	大塚	年齢に上限はあるのですか。
事務局	野崎	年齢要件はありません。
13番	石塚	これからは、若い人にもっていけるようお願いしたい。
事務局	野崎	農地等の利用の最適化の推進に熱意を有しているか、識見を有しているか、担当区域で積極的に活躍ができる方を募集して、農業委員会で審査することが重要です。
2番	小菅	地区で、推薦が数人上がっても問題はないのですね。審査して選任するのですから。

議長	田代	<p>それでは、議案第8号さくら市利用最適化推進委員地区定数について52人で承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第9号さくら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>内容につきましては、農業委員会に関する法令及び全国農業会議のひな形に基づき作成しております。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>第3条(2)については、市の職員は、そもそも地方公務員法により兼職を禁じられているため、あえて定める必要はないとの指摘が総務課よりありましたので削除となる可能性があります。</p> <p>第4条 個人による推薦に必要な人数を3人としておりますが、栃木市を参考にしております。</p> <p>第6条 推薦及び募集の期間は、「28日間」としておりますが、法令上おおむね1ヶ月間となっておりますので、総務課の審査により、法令に合わせるようになる可能性があります。</p> <p>第8条に推進委員の補充に関する規定がありますが、法令上、補充の規定はなく、「業務に支障が出ないよう随時補充に努めること」と国のQ&Aで示している程度であります。</p> <p>この文章については、全国農業会議の作成したひな形を参考にしております。さくら市の場合、3分の1を超える欠員とは、18人ということになります。旧法ですと選挙委員5分の2を超える欠員が出た場合補充選挙を行うこととされておりました。</p>
事務局	田代	<p>それでは質疑を入ります。</p> <p>質疑がないようですので、採決に入ります。議案第9号さくら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
事務局	田代	<p>全員挙手ですので、議案第9号は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から4番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規</p>

議長

田代

定による届出書について」番号1番から3番お目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。